

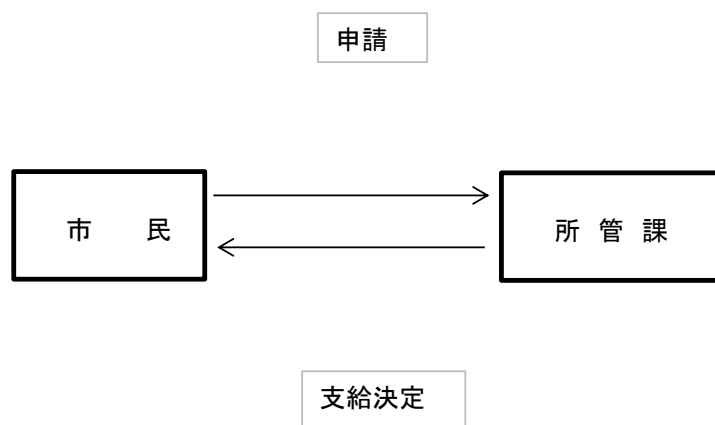
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 68

処 分 名	子ども医療費受給資格の認定	
処 分 の 概 要	申請により、受給資格が認められた場合には、受給資格者として登録する。	
根 拠 法 令 名	松山市子ども医療費の助成に関する条例(平成14年条例第14号)	
条 項	第7条	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1日	
標 準 処 理 期 間	計	1日
判 断 基 準	<p>松山市子ども医療費の助成に関する条例第3条に該当する者で、同条各号に該当しないものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 「松山市子ども医療費の助成に関する条例」</p> <p>(助成対象者) 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者は、保護者であって本市の区域内に住所を有するものとする。ただし、その子どもが次の各号のいずれかに該当する者であるときは、助成の対象としない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 他の制度により医療費の自己負担分の全部について助成を受けることができる者 (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者</p> <p>(受給資格の登録) 第7条 保護者が子どもに係る医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。</p> <p>(受給資格証) 第8条 市長は、前条の申請があった場合において、子どもに係る医療費の受給資格があると認めるときは、当該申請をした保護者(以下「受給資格者」という。)に受給資格証を交付する。 2 受給資格者は、受給資格証を汚損し、又は紛失したときは、規則で定めるところにより、市長に対し再交付の申請をしなければならない。 3 受給資格証の再交付があったときは、従前の受給資格証は、その効力を失う。 4 子ども又は受給資格者が、子どもに係る医療費の受給資格の要件を欠くに至ったときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請の受付時に決定予定日を申請者にお知らせする。